

シンポジウム 「ノーモアえん罪！！かしかとたちあいの未来」 報告

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 事務局次長 片山 和成

昭和41年の袴田事件、平成21年の厚労省元局長事件、そして令和のプレサンス事件など、我が国においてはえん罪事件が後を絶たない。えん罪事件の元凶となっている違法・不当な取調べをなくすため、全事件の取調べの可視化・取調べへの弁護人立会いを実現すべく、一般市民に向けて広く議論を喚起するため、朝日放送「おはよう朝日です」岩本計介アナウンサーをゲストに迎え、本年7月8日、弁護士会館（Zoom併用）にて市民シンポジウムが開催された。

1 オープニングトーク

岩本アナと森直也本部長代行とのオープニングトークでは、岩本アナが、一般市民目線での素朴な疑問を投げかけ、その問いに森本部長代行が答える、という形式でシンポジウムが始まった。一般市民の方々が多数ご参加されているなかで、えん罪の温床となる取調べの現状、可視化や立会いの必要性などを考えるという本シンポの意義を改めて提示するものであった。

2 袴田事件の現在

第2部では、著名なえん罪事件である袴田事件が取り上げられた。1966年（昭和41年）に静岡県清水市で発生した強盗殺人・放火事件の被疑者として逮捕された袴田巖さんは、捜査機関による連日に亘る違法・不当な取調べにより虚偽自白に追い込まれ、結果死刑判決を受けた。その後長きに亘る再審請求の末、東京高裁が再審開始決定。これに対して検察側は特別抗告を行わず、いよいよ再審が開始される状況にある。シンポジウムでは、巖さんの実姉で、再審請求人でもある袴田ひで子さんと、弁護団の間光洋弁護士（静岡県弁護士会）にお越し頂いた。まず、間弁護士から、袴



田事件の概要と現状をご報告頂いた。同事件における警察・検察の取調べが如何に酷いものであったか、それにより虚偽自白が生み出された過程を改めて確認した。またその後再審決定に至る長い道のりもご紹介頂いた。本シンポジウム当日の直前に、検察官が再審の裁判において有罪立証を行う方針である旨の報道がなされたことについては、会場内からも強い批判の声が寄せられた。

次いで、岩本アナが袴田ひで子さんにインタビューを行った。巖さんの逮捕当初から、巖さんが無実であることを信じ続け、再審請求を行ってきた経緯やその間の苦労、また長い拘禁生活により精神を病んでしまった巖さんの現状や、再審を迎える今のお気持ちなど、多岐に亘ってお話し頂いた。特に、巖さんが釈放された日の記憶をお話し頂いた際には、涙ながらにひで子さんの話に耳を傾ける来場者も見受けられた。長く苦しんだ袴田巖さんの、一日も早い雪冤を願わずにはいられないお話しであった。

3 今なお続く違法な取調べ報告

(1) プレサンス事件（山岸忍さんのインタビュー動画）

不動産会社、プレサンスコーポレーションを一代で大企業に成長させた山岸忍さんは、学校法人明浄学院を巡る横領事件の被疑者として逮捕・起訴され、248日もの長い間勾留された。そしてその後の公判では、山岸さんの関与を供述した共犯者の取調べにおいて、大阪地検特捜部検察官が録画・録音されている状況で違法・不当な取調べを行ったことが明らかとなり、2021年（令和3年）10月、山岸さんに無罪判決が言い渡された。

山岸さんからは、身体拘束を受けていた当時の心境や、長期の勾留により会社を手放さなくてはならなくなった悔しさ、何としても無罪を勝ち取ろうと弁護団と共に戦った経緯などをお話し頂いた。特に、山岸さんですら、検察官の巧みな誘導により、虚偽自白をしそうになった瞬間があったこと、共犯者供述調書を読んだ瞬間、信じられない気持ちになったことなど、当時の気持ちを赤裸々に語られた。

取調べの可視化がなければ、違法・不当な取調べが明らかとならなかったかもしれない、改めて録音録画の重要性を再確認するとともに、弁護人立会いの必要性

を感じさせてくれるインタビューであった。

(2) 三重事件

続いて、2017年（平成29年）に三重県で発生したえん罪事件についての動画が放映された。ある窃盗事件において被疑者とされた女性が、警察署に呼び出され、7時間21分に亘って恫喝を含む違法な取調べに晒されることとなった。女性は、取調べを録音しており、インタビューに加えて、その音声を聞くことができた。

取調べ音声には、取調べ警察官が、女性を犯人であると決めつけ、泥棒呼ばわりし、取調べのほぼ全過程において、大声で人格攻撃をし続ける状況がつぶさに録音されており、非常にセンセーショナルな内容であった。特に、「泥棒に黙秘権あるかぁ」という警察官の発言には戦慄を覚えた。

女性は、取調べに赴く前の弁護士からのアドバイスが非常に心強かったこと、録音がないと（違法な取調べの）証拠が残らないことなどを述べられた。

録音録画が義務化されていない、在宅段階での窃盗被疑事件であり、あらためて、全事件の録音録画及び弁護士立会いが必須であることを思い知らされるものであった。

なお、この録音が決定的な証拠となり、取調べが違法であるとして女性の国家賠償請求が認められたことも併せて報告された。

4 「かしかとたちあい」世界の現状

(1) イギリス報告（石田倫識明治大学法学部教授）

イギリスの現状について、石田教授にご報告頂いた。主に、身体拘束下における捜査弁護活動についてのご報告であった。

特に、捜査段階で、弁護人に捜査資料が開示され、それに基づいて被疑者と打ち合わせをすることができる点、取調べが行われている間、常に弁護士が取調べに立ち会っている点など、我が国の捜査とは全く異なる



る状況が印象深かった。

(2) 韓国報告（柳光玉さん）

ソウル弁護士会の、柳光玉弁護士より、韓国の現状をご報告頂いた。韓国においては、被疑者の権利として、「弁護人参与権」（立会いを求める権利）が憲法上認められており、なにより、弁護人立会いがあつて当たり前であること（法感覚）が、国民全体で共有されていることに驚くばかりであった。

5 パネルディスカッション

休憩をはさみ、パネリストに厚労省元局長事件のえん罪被害者・村木厚子さん、石田教授、小坂井久弁護士、川崎拓也弁護士を迎え、岩本アナと森本部長代行の司会で、パネルディスカッションが行われた。

まず冒頭では、改めて可視化法（刑事訴訟法301条の2）の成立に至った過程について、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の有識者委員を務められた村木さんから話し頂いた。特に、同法成立時、全事件・全過程の録音・録画とはならなかったが、3年後見直しにおいて可視化の範囲拡大は必ずなされなければならないと村木さんは語られた。ただ、現状3年後見直しは遅々として進んでいない。その状況について小坂井弁護士から報告がなされた。また、石田教授からは、弁護人立会いについての法的（理論的）根拠の説明がなされ、川崎弁護士からは、我々弁護士が、今後どのようにして「かしかとたちあい」の弁護実践を行っていくべきかなどが熱く語られた。

特に、村木さんが、えん罪被害者の立場から、身体拘束を受けていた当時のこと、その間のご家族とのかかわりなどのお話しを聞くことができたのは貴重であった。

6 シンポジウムを終えて

会場120名近く、オンラインでも110名近くの方々にご参加頂くことができた。内容が盛りだくさんであったこと、ゆえに長時間となってしまったことなど、反省すべき点が見受けられたものの、多くのえん罪被害者の「生」の声を届けることができたシンポジウムであった。

全事件の取調べの可視化・取調べへの弁護人立会いの実現には、世論の後押しが必須であると村木さんは述べておられた。「かしかとたちあいの未来」をよりよいものにするために、えん罪の悲劇を二度と繰り返さないために、本シンポジウムが一般市民の方々にえん罪のことや取調べのことを考えて頂く、良い機会となっていれば幸いである。